

第4回教育委員会会議

1 日時 令和6年2月27日(火) 午後3時30分～午後4時45分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
村川 智和	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
中野下豪紀	教職員人事担当課長
中野 泰志	教職員サービス・監察担当課長
関谷 茂俊	首席指導主事
乗京 慎二	初等・中学校教育担当課長
伊藤 純治	教育政策課長
柳澤 成憲	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に赤木委員を指名
- (3) 案件

議案第24号	大阪市いじめ対策基本方針の改訂について
議案第25号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
議案第26号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会専門委員の委嘱について
議案第27号	職員の人事について
議案第28号	職員の人事について
議案第29号	職員の人事について
報告第9号	職員の人事について
協議題第2号	令和7年度使用中学校教科用図書の採択について

なお、議案第26号から第28号及び報告第9号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第29号及び協議題第2号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第24号「大阪市いじめ対策基本方針の改訂について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は以下のとおりである。

令和6年4月1日付で、大阪市いじめ対策基本方針の一部を改訂するものであり、改訂の趣旨は2点となる。1点目は、いじめが該当する可能性のある犯罪行為の例について、文部科学省より令和5年2月7日付通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の内容を踏まえ、追記及び修正を行う。具体的には、中段左側に太字で記載してある児童ポルノ提供等で示していた法律名の修正及び私事性的画像記録提

供に関する内容と自殺関与に関する内容を追記し、併せて参照とした通知文書名を追記するものである。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

2点目の改訂は、いじめの被害を受けた児童生徒またはその保護者に対して寄り添った支援を行う、こども安心支援チームに関する内容を追記する。

被害児童生徒及びその保護者への支援については、本市いじめ対策基本方針の中でもうたわれており、また第三者委員会からもいじめ事案の調査報告書の中で、被害側に対する寄り添い方などについて様々な意見をいただいているところである。これらの経過も踏まえ、被害児童生徒とその保護者に対して、こども安心支援チームによる寄り添った支援を行ってまいる。こども安心支援チームの概要について、まず、所管については、教育委員会事務局総務部総務課としており、人員の構成として、令和6年度より担当係長1名と、スクールソーシャルワーカー4名の体制で運用する。なお、被害児童等に寄り添うといった対応を行うため、スクールソーシャルワーカーの通常要件となる社会福祉士等の資格に加え、臨床心理士や公認心理士といった心理系の資格も要件として採用を行っている。事業の目的としては、被害児童生徒、保護者の側に立ち、スクールソーシャルワーカーがその専門性を生かし、被害児童等のニーズを把握しながら寄り添った支援を行うことで、いじめ等の深刻化の未然防止と事案対応の円滑化を図るものとしている。主な事業内容は、まずスクールソーシャルワーカーがいじめの事案内容を整理し、専門的視点から支援の実施が可能かどうかを分析する。次に、見立てた支援の方向性を保護者等に説明した上で、支援を受ける意向が示された事案については、ニーズを聞き取り、関係部署と連携しながら、最終的に学校での支援策の実施につながるようコーディネートを行ってまいる。

また、福祉的なサポートが必要な場合は、区役所などの適切な窓口につなげていくといった対応も行っていく。なお昨年度、大阪市におけるいじめ認知件数は2万件を超えているが、このうち緊急度の高い事案の分析を丁寧に行うことで、支援を必要としている被害児童に対して話を聞くなどの寄り添いや、子どもの様子を知るために家庭訪問や学校訪問を行うなど、十分に関わりを持つ時間を確保して、手厚い支援を行ってまいりたいと考えている。来年度より本格的に運用を行い、実績を積み重ねる中で見えてくる課題もあると思うので、効果検証については引き続き行ってまいる。なお、基本方針の改訂内容については、議案書3ページ及び4ページに新旧対照表を、18ページ及び19ページに基本方針の

それぞれの部分を下線で示しているのので、参照いただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 こども安心支援チームについてですが、事業目的のところ、被害児童生徒、保護者の側に立つということですが、これまでこの会議に上ってきた事案では、加害児童生徒は一方的な加害者なのか、被害児童生徒も加害者となっている部分はないかなど、境界が分かりにくい事案もありました。被害児童生徒と加害児童生徒が明確な場合は、いじめをしてしまった児童生徒が、今後同じことをしないように指導し、更生させていくことが必ず必要だと思うのですが、その対応というのは、どこがどのように取り扱うのでしょうか。

【川本総務部長】 加害児童生徒への対応につきましては、まず実態把握のために事実確認をした上で、指導等の必要な措置をこれまでどおり学校が行っていくことを考えております。これまでの事案を踏まえますと、被害側の要望がなかなか学校に届きにくいということがございますので、冒頭にご説明いたしました経過を踏まえ、被害側に寄り添った対応等を行うことを考えております。

【大竹委員】 何か問題があったときには、基本的には学校がまず解決を図っていくことになっていきますが、円滑な解決が困難な場合に、こども安心支援チームが関与するケースも出てくるかと思えます。課題解決支援員等のスクールソーシャルワーカーがすでに事案に関わっている場合などは、役割分担を明確にしておかないと、お互いがオーバーラップし過ぎても困るし、かといって、お互い相手の方が対応するのだろうということでお見合いになってしまうのもいけないので、うまく連携しながら対応を進めて欲しいと思います。こういった問題点も含めて、令和5年度の運用の中で見えてきた課題については、次年度に解消しながら取り組んでほしいと思います。

【平井委員】 教頭の平均年齢が下がっているようですので、初期指導の徹底を落とし込んでいただきたいものです。また、校長も若返ってきているようですので、初期指導の徹底については、教育委員会事務局が中心になって、校長から教頭、生活指導、学年主任に浸透しやすい仕組みを作ってほしいと思います。教育委員会事務局が、学校の管理職や生活指導担当教員などと連携を図りながら、支援事例を多く挙げて共有していくことも重要です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第25号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和6年3月1日付で、3名の弁護士に委員を委嘱するものである。今回委嘱する方は、弁護士の越智健文氏、林揚子氏、坂東大士氏である。越智氏、坂東氏及び林氏は、大阪及び奈良の各弁護士会の子どもの権利委員会に所属され、子どもの権利に関わる幅広い御見識をお持ちであり、またいじめをはじめとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富でいらっしゃるので、適任であると考えている。委員の任期については、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第3条第1項で2年と定められているため、委嘱期間は令和6年3月1日から令和8年2月28日までの間とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第26号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会専門委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第5条第2項の規定に基づき、第三者委員会の専門委員を委嘱することについて御決定をいただく。議案書の2ページ、2の対象事案に記載のとおり、今回委嘱する専門委員には、令和5年10月31日の教育委員会会議において諮問、決定いただいた事案の審議に参加いただくこととしている。議案書の3ページの専門委員の必要性に記載のとおり、第三者委員会の部会において聞き取り対象を検討された結果、円滑に進めていくためには専門委員として、カウンセリングに専門的な知識と経験を有する臨床心理士の増員が必要不可欠であると考えている。委嘱する者に記載のとおり、専門委員の候補は臨床心理士の荒井久美子氏である。委嘱理由に記載のとおり、荒井氏は、京都市、京都府等においてスクールカウンセラーとして活動しており、子どもや学校が抱える問題に関しての知見が豊富であるため、本事案の詳細調査に加わっていただく専門委員として適任であると考えている。専門委員の委嘱期間は、委嘱の日から本事案の調査審議が終了するまでの間となる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第2号「令和7年度使用中学校教科用図書の採択について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

今年度の小学校採択では11教科13種目について採択いただいたが、来年度の中学校採択では10教科16種目について採択いただくこととなる。

議案書の2ページを御覧いただきたい。こちらに来年度の仕組み（案）についてお示ししている。図の上段にあるように、来年度の中学校採択においても、今年度の小学校採択と同様に教育委員会からの諮問を受け、調査研究結果を答申する教科用図書選定委員会を4分割させ、採択地区ごとの地区部会とする。その地区部会ごとに審議した結果を教育委員会に答申する仕組みで参りたいと考えている。図の左側にある、例えば1地区のように破線で囲まれているものについて、まず、採択地区ごとに、全ての中学校において学校調査会を実施する。学校調査会で調査された調査報告は、専門調査会と地区部会で報告される。それと並行して各種目の専門調査会を組織して、それぞれの専門的な視点で調査を行い、学校調査会からの報告も参考に、地区部会へ専門調査会の報告を行うことになる。それぞれ学校調査会、専門調査会の報告をもとに選定委員会の地区部会で審議を行い、答申資料を作成する。選定委員の構成については、今年度と同様、地区部会ごとに保護者、学校協議会委員、学識経験者、校長、区担当教育次長、指導部支局統括者である各教育ブロック部長、事務局職員である課長級の計7名を各委員として、その選定委員会全体を束ねる役割としての委員長職が1名、あわせて29名となる。表の一番下、横長の下段にある教科書センターについては、小中学校で使用する全ての教科書見本本を展示し、保護者や市民の方が教科書を閲覧する機会を確保するとともに、教科書採択への関心を持ち、教科書や教科に対するより一層の理解を深めてもらうというもので設置している。こちらについては、市内で29か所の教科書展示会を開催する予定で、それぞれの方々、学校協議会委員、保護者、市民からのアンケートも実施し、全体の集約結果を参考資料として、選定委員会及び教育委員会会議にて報告させていただく。以上が、来年度の中学校教科用図書の採択の仕組み（案）である。本日は、来年度の仕組み（案）を説明させていただいたが、委員の皆様方からの御意見を頂戴したいと思っているので、よろしく御協議のほど、お願い申しあげる。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 今日はこの採択の仕組みについての説明ですね。今後、またスケジュール等、明らかになり次第、ご説明のうえ進めていただきたいと思います。

【大西指導部長】 また改めて、そういったスケジュールも含めて、御提案を差し上げたいと思います。

議案第27号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は学校教職員に対し懲戒処分を行うものである。被処分者は小学校の主務教諭で、処分内容は懲戒処分として停職3月とする。

事実の概要について、当該教諭は前任校に在籍した令和3年度から4年度に、少なくとも20名の児童に対し暴言や威圧行為等の精神的苦痛を与える行為を、少なくとも11件行った。また、現任校でも、令和5年5月から8月にかけて、1名の児童に対し暴言や威圧行為等の精神的苦痛を与える行為を、少なくとも3件行ったというものである。前任校での発覚の経緯として、令和4年4月、校長は、当該教諭に関し言動等が怖く教室に入れない、学校に行きたくない等々訴えた児童がおり、指導面で留意するよう前任者から引き継ぎを受けたが、1学期に訴えが複数の保護者から寄せられたとともに、同年7月、校長は、体罰、暴力行為等に関するアンケートや個人懇談会において、複数の保護者から当該教諭による体罰や暴言等の訴えがあったことを把握した。翌8月、校長は当該教諭に対し事実確認したところ、叩く等の体罰はしておらず、ノートを投げたり暴言を吐いたりもしていないと否認した。令和4年度だけではなく、令和3年度に関する訴えもなされていたことから、校長は、アンケートに記載のあった児童や周囲の児童に対する聞き取りを2学期にかけて行い、令和5年1月及び2月、再度、当該教諭に対し事実確認をしたが、体罰や暴言を否認した。同年3月、校長は教育委員会に対し、体罰、暴力行為等に関する報告を行い、同年7月、事務局において当該教諭への聞き取りを実施したが、体罰行為はしていない、発言は各々の場面で児童の指導や注意として言ったものであり、暴言ではないとして否認している。

現任校での発覚の経緯として、令和5年4月、校長は、前任校の校長から当該教諭に関して、体罰事案を教育委員会に報告したことを聞いた。翌5月以降、複数の保護者から当

該教諭による体罰や暴言等の訴えがあった。同年7月、校長は、体罰暴力行為等に関するアンケートを実施したところ、複数の保護者から当該教諭による体罰や暴言等の訴えがあった。校長が当該教諭に対し、事実確認したところ、関係児童に対する発言を否認した。同年9月、現任校の校長は、教育委員会に対し、体罰暴力行為等に関する報告を行い、同年11月、事務局で聞き取りを実施したが、暴言等を否認している。

本日欠席の異委員から、事前に説明した際に、当該教諭に対して懲戒処分することだけで終わらせず、個別研修を行う必要があるとの意見をいただいている。委員指摘のとおり、児童に対する指導方法について、教諭自身の認識をしっかりと改めさせる必要があると考えている。当該教諭に対する再発防止のための研修に当たっては、指導力不足の教員の指導力向上支援を担当している資質向上推進室を中心として対応してまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 この先生はメンタルな部分で何か課題を抱えていたのでしょうか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 特にメンタルで何か抱えておられるということ
は聞いておりません。

【平井委員】 平常授業とかあるいは校務の中で何か違和感のあるようなことはなかったですか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 そうですね、普段の授業においてはございませんが、聞き取り等の中でも、やはり規律をしっかりと保つといいますか、指導するというポリシーは元々お持ちの方ではあります。ただ、授業自体が齟齬をしているとか、支障が生じているといったことはないということです。ただ、ここに書いてありますような精神的な威圧を加える行為は、これだけのことが調査の結果、分かっている状況でございます。

【平井委員】 個別に指導をしていかれると思いますが、修正、改善ということが図れるのでしょうか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 その点につきまして、聞き取りの中でもそれぞれほぼ否定しているような状況でございます。平井委員御指摘のとおり、真に納得して改善を図れるかどうかについては、やはり一定の時間が必要かと考えております。先ほど部長からも御説明させていただきましたとおり、資質向上推進室等としっかりと連携しまして、その手法につきましても、まず再発防止のための研修について、停職処分後に現任校以外の場所で集中的に研修を実施するといったことについて、校長と連携して、教育委員

会が主導する形で実施するといったことでもありますとか、集中研修が終了した後にも、別の学校で研修配置といったことも視野に入れながら、真に改心といいますか、振り返りができるようにしていければと考えております。

【平井委員】 自分の行った行為を否定しているわけですから、個別指導が入れるかどうか不安です。ノートで叩いたとありますが、恐怖心を感じた子どもたちへの対応や周辺への影響とか、他のクラスへの伝播なども見据えて、慎重な指導を行ってほしいです。

【中野教職員服務・監察担当課長】 御指摘の点をしっかり踏まえまして、時期も研修の仕方も、例えばひと月置いて呼び出して確認するといった手法もございますので、しっかりと資質向上推進室と連携して、しっかりと研修を見守ってまいりたいと思います。

【赤木委員】 私も異委員、平井委員と同じく、研修が必要で困難だろうなど。歪んだ正義感というか、子どもが何かできないときに注意していると。指摘されたから否定しているということなのですが、根本は自分は間違っていないという、その歪んだ信念の下にやっぺらっぺらやるのだらうなというところがあって、厄介だらうなと思うのですが。この方は、38歳ということで、明らかになったのは令和3年、4年の前任校ということで、それ以前はなかった、何か転換があって、何かがあって、平井委員がお聞きになったように、メンタルで何かがあって起こすようになったのか、それとも、ずっとあったけれど、何か見過ごされてきたのか、ちょっと今、分からないのかもしれませんが、何らか変わるようなことがあったのかとか、その原因があるのでしたら、やはりそれも深く調べて対応しないといけないのではないかなと思います。私も、大学でも体験があるのですけれども、コロナ禍ですごく授業中換気をしろとか、消毒しろとかで、もう5類になってあまりしなくなっていて、強制ということはなくなっているのですけれど、一部の先生で、いまだにすごく寒いのに換気をして、期末試験をするときにものすごく厳しく、換気をして上着を脱げとか、やっていることは正しいのですけれど、学生にとっては寒いし、膝かけもいけないと、不正行為につながるから。だから、間違っていないけれど、その臨機応変とか、学生の身体をいたわるというか、配慮はないのかということで、すごく似たものを感じました。だから、ルールに沿ってはいるのですが、それを私は間違っていないという、まさに同じで、何か子どもができないとかということでやっているの、厄介だなと思います。丁寧ということしか、まずその認識を変えてもらうということから、ちょっと取り組んでいただきたいと思います。

【森末委員】 最近というか、事案がたくさんありますけれど、以後はどうですか、

改まっていますか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 こちらに御説明する案件の中にも、やはり同じようなといいますか、そうした威圧的なことであるという傾向がございます。収まっているかといいますと、ちょっとそこまでは申しあげられないのですが、ただ状況を踏まえて、それを踏まえた対応を、先般も御説明したようなワーキンググループの中で、今、対応を検討しておりますのと、先んじて、校長会等での直接の御説明の中で、そういったことへの配慮といいますか、管理監督といいますかそういったことを訴えかけて、校園長に説明、依頼している状況でございます。

【森末委員】 今回、別紙1や2といっぱいあるのですが、その中で言ったのは言ったみたいな、趣旨が違いますが言ったことを捉えて、本件事案1とかね、それをずっとしているのですね。子どもがそんなに複数で言っている事案がいっぱいあるなんて、うそをつくと思えないのですが。ただそうすると、客観的な、ある程度、証拠的なものを残さざるを得ないというふうに、この教員についてはなると思います、辞めさせられないとすれば。もちろん、ほかの教員との平等の問題はありますけれど、この教員については、特に監視するとか、もっと言ったらビデオを撮るとか、録音するとか、そういうことまでしないと、本当に辞めさせられない、抱えないといけない、その方は別途の問題があるかもしれませんが、少なくとも管理職において教員の日頃の言動というか、子どもに対する接し方については、逐一見ていくということで、客観化というか証拠化していかざるを得ない、情けないのですが、そういうことになるのかな。もちろん研修とかも必要ですが、そういうことでやっていかないと、困るのは児童や生徒なので。その点も、少し難しいところもありますけれど、検討してください。

【中野教職員服務・監察担当課長】 先ほどお答えできていなかった、聞き取り以降、学校にも、別の先生が入り込みまして、当該教諭を監視させているということで、それ以降は大人の前ではしないというところもありまして、そちらも含めてしっかり見てまいります。

【多田教育長】 本件、本当に御覧になっていただきますように、非常に多数事案があった上での、今回このような扱いで、今日、懲戒処分の決定ということで御議論いただきましたけれど、御意見いただきましたように丁寧な対応をした上で、当該の教員の行動なり意識がしっかりと効果が出るように、客観的に評価をして、また改めて教壇に立つことができるように支えていきたいと思いますが、その過程において、資質向上推進室との

連携の中で、どうしてもなかなか難しいということであれば、また別の手だても考えられるかと思しますので、それはまたちょっと別の議論ということで考えていきたいと思します。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第28号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件も学校教職員に対し懲戒処分を行うものである。被処分者は、中学校の事務職員で、処分内容は懲戒処分として停職1月とする。当該職員は、平成30年度から令和4年度にかけて、勤務校と事務応援校で物品等の調達における校園契約において不適正な事業者選定や契約を行った。また、令和2年度から4年度に勤務校で、学校徴収金会計における比較見積もりの未実施などの不適正な事務処理を行い、さらに当該契約関係書類の大部分について誤って廃棄した可能性があることを認めた。具体的には、当該職員は、校園契約において合計8件の契約で、見積もり依頼事業者を恣意的に選定することを目的に抽せん操作を繰り返していたが、本件事情聴取において抽せんの操作を認めず、単なる事務処理の誤りではないか等の虚偽の報告を繰り返し、2件の契約で、契約業者に比較見積もり相手方の見積書の徴収を依頼し、公正な比較を行わなかった。

また、当該職員は学校徴収金会計に係る概算契約において、令和3年度、4年度の図書教材等の買入に係り、比較見積もりを怠り、契約締結前に口頭で発注をしたほか、令和2年度も含め契約確定処理をせずに業者に支払いを行い、修学旅行に係る業務委託契約では、比較見積もりの際に、仕様書に示した以外の費目を加えて、見積もり時と異なる金額と費目によって契約を締結していた。なお、当該職員は関係事業者からの便宜供与はなかったと述べている。さらに、当該職員は、休日出勤日に書類整理を行う中、令和2年度から令和4年度の学校徴収金の契約関係書類を、年度ごとに1冊のファイルに成冊をし、自席後ろのキャビネット上に置き、同日、保存年限が満了した文書を廃棄しようと考え、これらの簿冊をキャビネット上に移し、シュレッダーで廃棄をしたが、その廃棄作業の中で、先ほど申し上げた成冊した学校徴収金の契約関係書類も、誤って廃棄した可能性があるとの申告があった。令和5年度当初に令和2年度から4年度の学校徴収金に係る文書の大部分の存在が確認できず、当該職員を含め複数人で校内を捜索しても見つからなかったとの

連絡を受けた学校運営支援センターが、実地調査や当該職員への聞き取りなどを行う中で、当該文書を誤廃棄した可能性と、学校徴収金と校園契約における不適正な事務処理が発覚したものである。当該職員は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 当該職員のずさんな仕事ぶりというのはよく分かるのですけれども、それを予防するために、誤って廃棄してしまった公文書というのは、電子データはなかったのかということと、この人一人でそういうことをしているという制度的なところで、改善を図れるのではないかなというところが1点です。それと、分からないのですけれども、面倒だから見積もりを怠る、契約業者から相見積もりを取るとか、勝手に業者を決めるとか、事業者との癒着や便宜供与はないということで、では何で、そういうことするのかというの、抽せんを繰り返すというのは、ある業者に委託したいからで、それを何回もやって、かえって面倒ですよ。それがすごく不可解なのですけれども。こういうことが、今後出てこないとも限らないので、対策としてはやはり電子ファイルで管理するとか、あるいは複数の目で確認するしかないのかなという、何でそういうことをするのかというのが、少し分からないところがあるのですが、今後こういう人が出てきたときに、全員が退職するわけではないと思うので、また研修などをしなければいけないと思うのですが、そのほかにこういうことが起こらない予防措置としても、制度的に考えていただきたいと思っています。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 ありがとうございます。2点ほどいただきました。電子データや一人でということの点につきましては、令和3年度以降、順次モデル化して、この5年度から、全校で事務についての共同学校事務室という制度が全校で敷かれている状況でございます。いわゆる事務の一人校であっても、ほかの目が入るといった体制に令和5年度からなっております。そうした観点と、ほかに電子データにつきましては、どうしても業者との関係上、請求書とか、あるいは比較見積もり等については完全電子化できない部分もあろうかと思っておりますけれども、校園契約については、支出行為に係る登録等につきましては、もちろん電子データ化しておりますので、全く何も分からない状態ではございませんが、さらに、そうした観点ができないかも含めて、より進められるような形がとれないか検討してまいりたいと思います。面倒だからというようなところにつきましては、やはり、そこはルールはルールということで、そのルールがある以上、しっ

かりとしなければいけない、それは当然のことですので、そこについてはしっかりと引き続きのルール徹底の実施を行ってまいりたいと考えております。

【森末委員】 　　少し教えていただきたいのですが、抽せん操作を繰り返して行ったというのは、どんなふうにするのかなど。あるいは市が一定の方法を決めているのか、さいころで各自やっているのか、ちょっと教えてください。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 　　比較見積もりを依頼する業者を、例えば2者選定するために、事業者リストの中から、ボタンでランダムに抽せんできるというようなシステムがございまして、それで通常は1回だけボタンを押して業者を決め、その見積業者に依頼するというそういうシステムがございましてけれども、それを元々決めているところになるまで繰り返してやるというようなこととございます。

【森末委員】 　　一回だけしかできないようにしたら良いのではないですか。それはできないのですかね。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 　　現時点では、それを当事者ではなく別の共同学校事務室長が今年度から行うという形にしておりますので、そこは制度的に防止できるようなシステムになっております。

【森末委員】 　　それから、契約業者に比較見積もり相手方の見積書の徴収を依頼し、とあるのですが、契約業者に別の業者の見積書をつくらせた、こういうことですか。偽造じゃないですか。

【上原教務部長】 　　別の業者が作成をした見積書を契約業者が手に入れて、それをあわせて持ってくるというやり方です。

【森末委員】 　　では、偽造ではなくて、例えばこの契約業者をAとしましたら、全く別の相見積もりをとっている業者、Bとしましょうか。AがBの見積書、正規につくってもらったものを持って、渡すわけですか。

【上原教務部長】 　　自分の会社より高い見積もりの見積書をつくらせて、あわせて。

【森末委員】 　　では、談合ですね。という問題が非常にあるので、いろいろな意味で、これは、結果的には不適切な会計処理という言葉になりますけれども、本当に警察の話になればね、いろいろな罪名が付きそうなものなので、やむを得ないと言いながら、本当はもっと、現実的な話になってもおかしくないようなことがたくさん散見されますよね。実際、もちろんこの本人は認めないけれども、癒着があったというふうに普通は見られますよね。事実は違うかもしれませんが、でも、普通はそう見られたりしますので、違うと言われて、

こちらに捜査的な権限があればね、相手に聞いたり、何かね、口を割らしたりとかできるが、それはできませんから、やむを得ないと思いますが、かなりいろいろな問題が詰まっている可能性が高いとは思っています。

【上原教務部長】 御指摘のようなことを踏まえまして、今年度局内のPTで検討して、来年度から学校事務を監察する体制を強化しまして、一定頻度で巡回をこれまでよりしっかりやっていくと、それをしっかりと学校事務に精通した学校事務職員を運営支援センターなりに配置をしながらやっていくということで改善も考えておりますので、今後ないよに努めてまいりたいと思います。

【森末委員】 そうですね、できるだけそういうことを制度的にできないようにしないと、証拠隠滅を疑われる話なので、完璧ではないでしょうが、できるだけやっていただきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第9号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

事案の経過ですが、令和元年12月以降、当時小学校5年生の児童がいじめを受けた旨、本件児童の保護者から申出を受けたことを踏まえて、いじめ重大事態として、令和3年3月11日に市長へ報告した。令和5年7月25日、児童がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会、令和3年大阪市教委第1970号に関する部会から大阪市立小学校児童のいじめ申し立てに関する調査報告書を受領したところである。これを受けて事実確認をし、今回、関係教職員への行政措置を行うものである。令和2年度当時の校長は文書訓告、当時の副校長は事務局指導、当時の学級担任は文書訓告が相当と考える。

事実の概要について、当該校長及び副校長は、同校のいじめ防止基本方針の教職員への周知徹底が不十分であり、本件児童及び保護者への組織的な対応が十分ではなかった。また、当該教諭は、本件児童が卒業文集の下書き原稿に過去にいじめられていたことを書いて提出をしてきたところ、大きくバツ印をして、その理由も説明せずに返却をした。この際、本件児童へのいじめの可能性に気づき得たにもかかわらず、これに気づかず管理職への報告も怠った。さらに、同校として本件児童や保護者へ組織的な対応を行っている中で、当該教諭は、本件児童に関する出来事を管理職へ十分に報告をせず、管理職からの指示に

従わなかったことにより本件児童に対する配慮に欠けた対応を行ったものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 このいじめが起きた小学校では、外国にルーツを持つ児童があまりいなかったのか、慣れていなかったのかということで、全体に校長先生もその教諭も含めて、やはりいじめの原因が、外国にルーツを持つということで、深刻に真剣に捉えて対応しなければいけないのを、ずるずると行ってしまったということで、そういうことに対する、これから外国人児童生徒が増えてくることになるのに、研修が足りなかったのかなという印象を強く持ちました。ここにも書いてあります、場当たりの、次々と起こったままで、話し合いもビジョンがないままに、どうするのだという、とりあえずは集まっただけみたいなことで、やはりそういう外国にルーツを持つ児童に対するいじめというのは起こり得ることなので、その認識が足りなかったというか、その対応力がなかったということに尽きるかなと思います。

【中野教職員服務・監察担当課長】 赤木委員御指摘の点につきましては、先ほど最初に触れました、昨年御報告したときに、外国につながる児童生徒の状況に対する理解を深めるための人権を大切に教育の推進ということを、多文化共生教育を進めることについて、しっかりと理解を促すということで認識しながら、再発防止に努めてまいっているとございます。

議案第29号「職員の人事について」を上程。

上原部長からの説明要旨は次のとおりである。

成南中学校教頭の復職に伴い、市教育センターの指導主事に充ててまいりたい。本日、御承認いただけたら、2月29日付で人事異動を発令したい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
